**平成２６年（フ）第６３号**
群馬県桐生市三吉町２丁目３番７号
債務者　金子　照佳
1　決定年月日時　平成26年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
前橋地方裁判所桐生支部

**平成２６年（フ）第６４号**
群馬県桐生市三吉町２丁目３番７号
債務者　金子タツ子
1　決定年月日時　平成26年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
前橋地方裁判所桐生支部

**平成２６年（フ）第６８号**
群馬県みどり市大間々町上神梅205番地　神梅第２団地29―12
債務者　金子ひろみ
1　決定年月日時　平成26年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
前橋地方裁判所桐生支部

**平成２６年（フ）第７５号**
群馬県桐生市仲町３丁目12番26号
債務者　髙橋きみ江
1　決定年月日時　平成26年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
前橋地方裁判所桐生支部

**平成２６年（フ）第２７９号**
石川県かほく市浜北ニ67番地１
債務者　鮒田　　恵
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
金沢地方裁判所

**平成２６年（フ）第２８５号**
金沢市矢木１丁目120番地１　プランタンハウス205号、従前の住所金沢市米泉町３丁目16番地２
債務者　下風　保彦
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
金沢地方裁判所

**平成２６年（フ）第１９０号**
三重県四日市市西伊倉町５番28号　プレステージⅠ―301
債務者　寺本　敬之
1　決定年月日時　平成26年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２６年（フ）第１９７号**
三重県四日市市楠町北五味塚1028番地９、前住所三重県四日市市西浦２丁目４番５号　マンションロイヤル東海604号
債務者　岡安　妙子
1　決定年月日時　平成26年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２６年（フ）第８７８号**
京都市中京区麩屋町通二条下る尾張町227番地　エスポワール麩屋町402号
債務者　藤井こずえ
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２６年（フ）第９６８号**
京都府向日市寺戸町笹屋20番地の15
債務者　板倉　正典
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２６年（フ）第９９５号**
京都府木津川市加茂町里東里５番地１　フレグランス里102
債務者　下村　道江
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２６年（フ）第１０２１号**
京都府城陽市富野北角36番地の25
債務者　池田　雅司
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２６年（フ）第１０２９号**
京都市下京区七条御所ノ内北町55番地
債務者　小林　和政
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２６年（フ）第１０４７号**
京都市伏見区横大路草津町41番地１　リバーサイド草津202号
債務者　高槻　厚徳
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２６年（フ）第１０５３号**
京都府八幡市男山香呂５番地―Ａ47―403
債務者　船越　裕司
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２６年（フ）第１０５５号**
京都市北区大北山原谷乾町130番地の１
債務者　竹山美智江
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２６年（フ）第１０５９号**
京都市伏見区深草大亀谷東古御香町59番60番合地　京都老人ホーム
債務者　梅澤　法隆
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係